Ⅲ 需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するか等を自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

（１）米政策の基本的な考え方

○　平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。

○　農林水産省としては、

①　事前契約・複数年契約による安定取引の推進
②　麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米等の、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
③　都道府県農業再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
④　主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援

等により、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

（２）全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和５年10月19日公表）

○　令和６/７年の需給見通し（令和５年10月）では、令和６年産の主食用米等生産量は、令和５年産の生産量の見通しと同水準の669万トンと設定しています。

令和５/６年及び令和６/７年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

				令和２年産米のコロナ影響緩和特別対策（特別枠）を除いた場合の見通し
令和５/６年	令和５年６月末民間在庫量	A	197	→ 194 ≪3≫
	令和５年産主食用米等生産量	B	662	
	令和５/６年主食用米等供給量計	C＝A＋B	859	
	令和５/６年主食用米等需要量	D	682	
	令和６年６月末民間在庫量	E＝C－D	177	

令和６/７年	令和６年６月末民間在庫量	E	177
	令和６年産主食用米等生産量	F	669
	令和６/７年主食用米等供給量計	G＝E＋F	847
	令和６/７年主食用米等需要量	H	671
	令和７年６月末民間在庫量	I＝G－H	176

注１：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和２年産米を除いた場合の見通しであり、≪　≫書きは特別枠に係る取組数量。
注２：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。　　。

【参考】相対取引価格と民間在庫量の推移

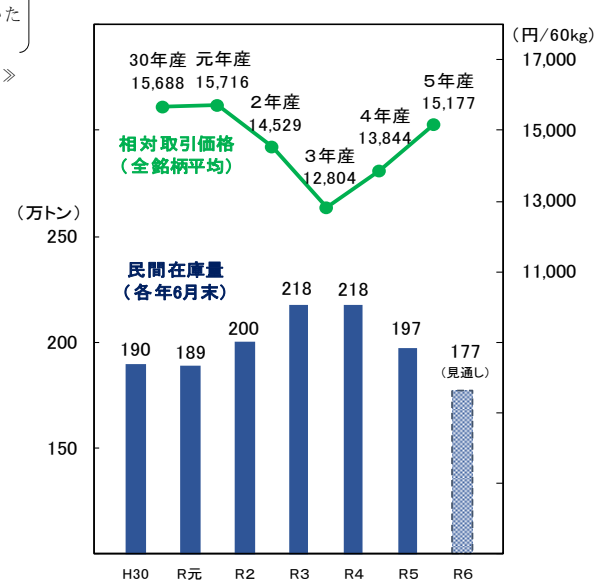

注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（５年産は令和５年10月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（令和５年産は速報値）。

（３）事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です！

○　主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。

○　こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね

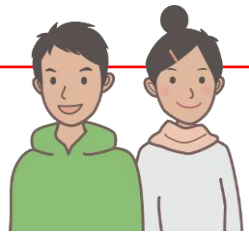

消費者が求めるニーズをつかみましょう！

○　主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ

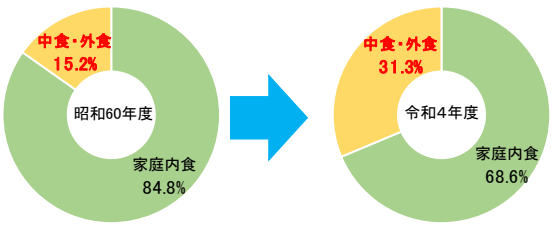

消費者が精米購入時に重視するポイント（例）

- 美味しさで有名になっている産地や品種
- 減農薬等こだわりのある栽培方法
- お得感のある価格
- 食べ比べがしやすい少量包装

○　多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です！

産地	卸売業者・実需者
生産する米を確実に販売し生産者の経営安定を図りたい	多様なニーズに対応できる米を安定的に調達、消費者に提供・販売したい

全国の事前契約（播種前契約）取組状況

○　事前契約（播種前契約）の割合は年々増加しており、令和５年産で32%、うち実需者と結びついた契約の割合は４%となっています。

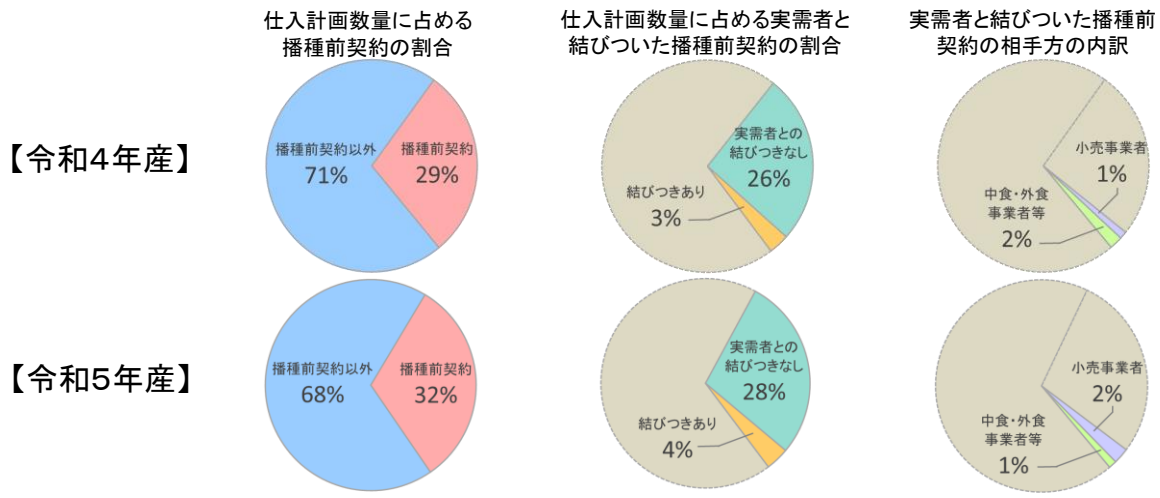

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（年間取引数量500ﾄﾝ以上の集出荷業者）

（4）需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

○　各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行しています。

「米に関するマンスリーレポート」目次

■　特集記事
1　米の民間在庫情報
2　米の価格情報
3　米の契約・販売情報
4　消費の動向
5　輸出入の動向
6　主食用米以外の情報

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	5年産米 令和5年10月 価格 ①	5年産米 令和5年10月 数量 ②	月別価格 5年産米（5年9月） ③	月別価格 対前月比 ①/③	月別価格 対前年同月比 ①/④	月別価格 4年産米（4年10月） ④	年産平均価格 5年産米 出回り～5年10月 ⑤	年産平均価格 4年産米 出回り～5年10月 ⑥	年産平均価格 対前年比 ⑤/⑥
北海道	ななつぼし	15,520	15,860	15,336	101%	114%	13,628	15,472	14,058	110%
北海道	ゆめぴりか	16,873	7,401	16,890	100%	108%	15,690	16,878	15,451	109%
北海道	きらら397	14,933	1,427	－	－	113%	13,229	14,917	13,520	110%
青森	まっしぐら	14,241	4,397	13,665	104%	112%	12,731	14,022	12,743	110%
青森	つがるロマン	15,042	332	15,003	100%	117%	12,841	15,013	12,986	116%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

		5年7月	8月	9月	10月
北海道	出荷＋販売段階	126.6	91.0	180.6	259.1
	5年産米			112.0	196.8
	1年古米（4年産）	112.6	79.8	60.4	55.5
	出荷段階	96.4	66.9	144.5	198.6
	5年産米			92.1	159.6
	1年古米（4年産）	87.0	59.5	47.1	35.1
	販売段階	30.2	24.1	36.1	60.5
	5年産米			19.9	37.2
	1年古米（4年産）	25.7	20.3	13.3	20.4

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

	5年7月	8月	9月	10月
小売事業者向け	102%	104%	103%	105%
（※令和元年との比較）	(99%)	(107%)	(100%)	(102%)
中食・外食事業者等向け	107%	106%	105%	105%
（※令和元年との比較）	(97%)	(97%)	(102%)	(100%)
販売数量計	104%	105%	104%	105%
（※令和元年との比較）	(98%)	(102%)	(101%)	(101%)

販売価格の動向（前年同月比）

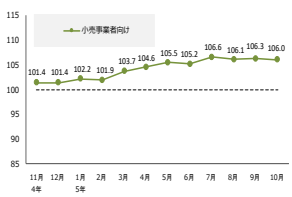

（5）米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

○　需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や海外用等他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。

全国事業

・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援（定額）

・新たな需要拡大に向けた商品開発・販売促進を支援（定額、1/2以内）

・海外業務用需要等の新たな市場開拓を支援（定額）

産地事業

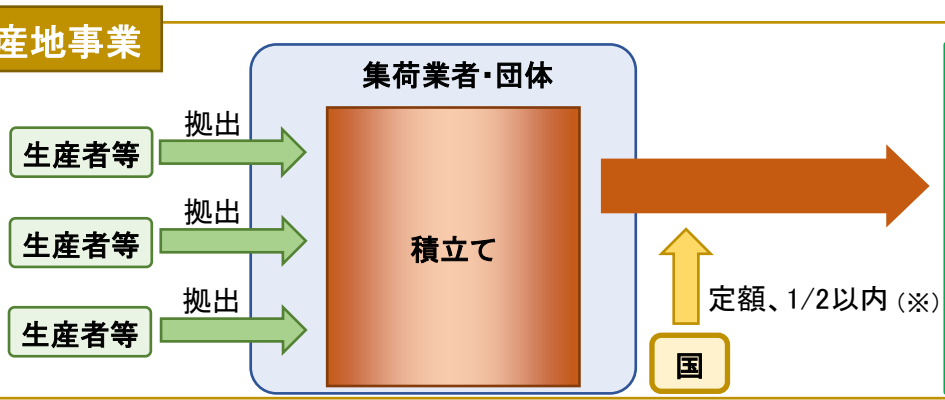

産地自らの自主的な取組

主食用米の
① 周年安定供給のための長期計画的な販売
② 海外向けの販売促進等
③ 業務用向け等の販売促進等
④ 非主食用への販売

（※）値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

（６）コメの輸出拡大を支援

○　国内では、コメの消費量の減少に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年８～10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にある等、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。

○　このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

●世界の日本食レストラン数

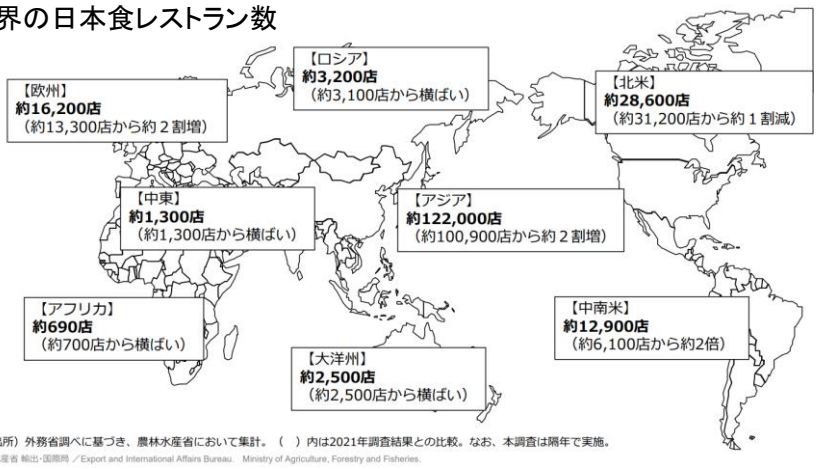

（出所）外務省調べに基づき、農林水産省において集計。（　）内は2021年調査結果との比較。なお、本調査は隔年で実施。
農林水産省 輸出・国際局 ／Export and International Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

○　このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。中には、多量に日本産米を取り扱う日本食チェーン店も存在しています。

●コメの輸出実績

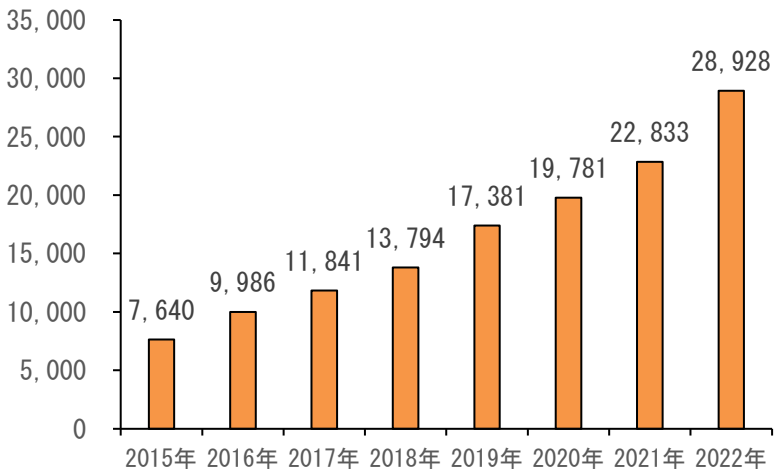

●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例

華御結
（香港）

元気寿司
（香港）

○　コメ・コメ加工品の輸出では、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が会員である輸出事業者や産地とともにオールジャパンでの需要開拓等を担ってきました。

○　令和４年12月５日付けで、全米輸は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）に基づき、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体として認定を受けました。

○　全米輸では、引き続き、オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、商談会の開催等、業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開し、また、輸出に関心のある方々への専門家による相談・サポートを行っています。

●認定品目団体認定式の様子

●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

○ 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメの輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。

○ 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げてコメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。

《国による支援》
- 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して実施する取組を後押し
- （新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
- 輸入規制についての情報発信

支援

戦略的輸出基地（産地）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有するコメの生産を推進。

連携

戦略的輸出事業者（卸、輸出商社、メーカー等）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。

連携

農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム
（在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員）

認定農林水産物・食品輸出促進団体
（一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）

産地と輸出事業者が一体となったマーケットイン型の海外需要開拓

輸出目標の達成に向けた コメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

輸出事業者による取組事例1： 生産者と連携した品質向上の取り組み

おむすび専門店を運営している（株）イワイは、海外の現地店舗で消費者へ精米したてのコメを使ったおむすびを提供。国内外店舗を問わず、店舗で使用される全てのコメを生産者と直接契約。現在、アメリカとフランスにそれぞれ2店舗あり、将来的には、海外で1,000店舗まで増やすことを目指している。

若手契約生産者を同行した、海外店舗での販促活動を定期的に実施。契約生産者と海外ニーズを共有。輸出用米作付け意欲向上にも寄与している。生産者と海外店舗スタッフとの意見交換を通じて、品質管理の重要性を改めて認識し、品質向上に寄与。

輸出事業者による取組事例2： 産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2022年には89人まで拡大。輸出用米の供給量は1,200トン（2022年）まで増加し、2025年には輸出数量3,000トン、2027年には輸出数量6,000トンへ拡大を目指している。

●輸出用米の出荷数量

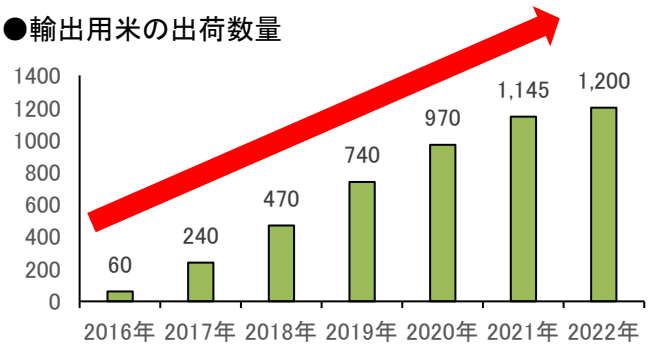

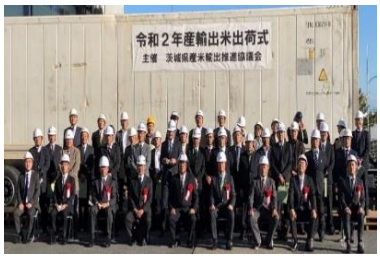

●展示会、那珂湊港からの出港式の様子

Ⅳ オンライン申請

経営所得安定対策等はオンライン申請（eMAFF）に対応しています！

農林水産省では、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。

経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用してオンライン化に対応しています。

（1）オンライン申請の概要

経営所得安定対策等の申請手続が、オンライン化によりパソコンやスマートフォンで申請することができるようになります。また、データのeMAFFへの一元化によって地域農業再生協議会の業務負担軽減、集計データの利活用等が可能となります。

以下の作業が省力化・削減されます!

農業者（申請者）

■手書きによる書類作成

■申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会

■申請書の配布・回収・データ入力等

■現地確認後のデータ再入力

■データの集計・報告

（2）申請手続のオンライン化の進め方

- 令和元年度より、一部地域を対象に試行運用を開始し、全ての地域農業再生協議会がeMAFFを使えるように準備を進め、地域農業再生協議会がオンライン審査ができる体制を整えます。
- eMAFFの利用に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等に御相談ください。
- 今後も、より一層のeMAFFでのオンライン申請の普及・推進に向けて皆様が使いやすい環境の整備に取り組んで参ります。

オンライン申請の本格運用に向けて

■順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大しています。

■農業者が希望すればオンライン申請できるよう整備を進めています。

■ 今後、eMAFFによるオンライン申請が開始されても紙での申請は可能です。

オンライン申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請を自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。オンライン申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

gBizIDホームページ
https://gbiz-id.go.jp/top/

②つぎに

gBizIDを用いて以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、eMAFFの申請者用IDを登録してください。

共通申請サービス
https://e.maff.go.jp/

③さいごに

身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。本人確認が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。

必要なものチェックリスト

- ☑パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- ☑インターネット環境
- ☑身分証明書

こんな農業者におすすめ！

- ●何枚も申請書を書くのが面倒。
- ●申請書を提出しに外出するのが面倒。
- ●申請データを営農ソフトに活用したい。

オンライン申請で解決！

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	担い手育成課（札幌地域拠点管内）	011-330-8809
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-0467
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄総合事務局農林水産部経営課		098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課　経営安定対策室（Tel：03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談　フリーダイヤル　0120－38－3786（サア ミナハイロー）

受付時間：平日9:00～17:00　自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、ＰＨＳ、公衆電話及びＩＰ電話等一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「１８６」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）までお気軽にご連絡ください。

※　経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ 経営所得安定対策　検索